

## 森林由来のカーボン・クレジットの購入に関する工事成績評定での留意事項について

県土整備部 技術検査課

- ・ 評定対象工事は、岐阜県建設 4 部（農政部、林政部、県土整備部、都市建築部）が発注する工事とする。
- ・ 岐阜県内で創出された森林由来のカーボン・クレジット（J-クレジット<sup>※1</sup>又はG-クレジット<sup>※2</sup>）を 5t-CO<sub>2</sub> 以上購入した場合に評価する。

- ※1 J-クレジット制度ホームページ (<https://japancredit.go.jp>)  
「登録・認証情報」に掲載の認証済で取引可能なクレジット。
- ※2 G-クレジット制度運営事務局ホームページ (<https://gcredit-gifu.jp>)  
「登録・認証一覧」に掲載の認証済で取引可能なクレジット。

- ・ 受注者は、「社会性等（地域への貢献等）に関する実施報告書（工評定様式 7 号）」に活動内容（購入したクレジットの種別、量、購入先）を記載し、提出すること。
- ・ 完成検査時には、購入証明書<sup>※3</sup>（別記様式）を持参すること。

- ※3 購入証明書は、J-クレジットの場合はプロジェクト実施者、G-クレジットの場合はG-クレジット制度運営事務局へ受注者から依頼すること。

### <参考>

- ・ 受注者はカーボン・クレジットを購入し、活用することで、脱炭素社会の実現に貢献していることを主張できます。

- (1) 当該工事でカーボン・オフセットをしない場合  
(例 1) 当社は、岐阜県内で創出された森林由来のカーボン・クレジットの購入を通して、脱炭素社会と岐阜県の森林づくりに貢献しています。
- (2) 当該工事でカーボン・オフセットする場合  
(例 1) 本工事は、岐阜県内で創出された森林由来のカーボン・クレジットの活用（カーボン・オフセット）を通して、脱炭素社会と岐阜県の森林づくりに貢献しています。  
(例 2) 本工事では、岐阜県内で創出された森林由来のカーボン・クレジットによるカーボン・オフセットを行っています。  
CO<sub>2</sub>算出方法の参考資料：【様式】温室効果ガス排出削減計画書シート 1-1  
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8625.html>)  
※燃料や電気から排出された二酸化炭素量を計算するシートです。